

平成30年第17回荅北町議会臨時会会議録（第1日目）

平成30年第17回荅北町議会臨時会は、平成30年2月23日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	濱崎 敏和	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	企画政策課長	荒木 広之
福祉保健課長	山崎 敬一	健康増進室長	坂元 敬一
水道環境課長	小林 和文	会計課長	立山 清剛
教育課長	汐崎 正喜	商工観光課長	尾脇 宣宏

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第1号 平成29年度苓北町一般会計補正予算（第6号）

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成30年第17回荅北町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、高戸幸雄君、4番、松野重幸君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 平成29年度荅北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（山本政人君） 日程第3、議案第1号、平成29年度荅北町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第1号、平成29年度荅北町一般会計補正予算（第6号）（案）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,157万3,000円とするものでございます。今回の補正予算は、平成29年10月2日の豪雨による都呂々港の災害復旧事業に関する補正であります。内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 平成29年度荅北町一般会計補正予算（第6号）（案）の内容について、ご説明いたします。

歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、総額を50億2,157万3,000円とするものでございます。今回の補正は、29年10月2日の豪雨による都呂々港の災害に対応する経費でございます。

4ページをお願いします。第2表地方債補正、1追加で災害復旧事業債、港湾施設災害復旧事業で、限度額を500万円とするものです。

7ページをお願いします。歳入です。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金、節2港湾施設災害復旧費国庫負担金1,000万円の増額です。

8ページをお願いします。款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金200万円の増額です。

9ページをお願いします。款20町債、項1町債、目6災害復旧事業債、節3港湾施設災害復旧事業債500万円の増額です。

10ページをお願いします。歳出です。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2港湾施設災害復旧費、節15工事請負費1,700万円の増額です。

以上で、苓北町一般会計補正予算（第6号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 議長、図面のほうの説明もしてもらわんと。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案に添付をいたしております図面についてご説明を申し上げます。後ろのほうを開いていただきまして、1枚目、A3の図面でございますが、左側の地図をご覧くださいというふうに思います。

今回、北側防波堤の先端部5.8mが被災をいたしました。そういう中で、去る2月5日、6日に国土交通省の港湾課査定課によりますところの災害査定を受けまして、今回の災害復旧が採択をされた次第でございます。そういう中で、今回の復旧についてでございますが、破断をいたしております部分、右側下にあります標準断面図をご覧くださいというふうに思います。緑色で囲んでおります部分が破断をいたしました断面の現況でございます。この部分を撤去いたしまして、最終的には朱色で色付けをいたしております断面に復旧をするというものでございます。本来の構造につきましては、後ろに又図面をつけておりますので、こちらをご覧くださいというふうに思います。この都呂々港につきましては、平成26年の3月に港湾改修事業ということで既設の断面、中詰めですね、詰石ということで昭和9年以降に改築築造されました港でございます。コンクリートの内側にかさましをする意味でございますね、玉石、砂利等が詰められている構造でございました。そういう中で今年の豪雨、これにつきましては6月以降

の梅雨期からですね、最終的には10月2日の豪雨というようなことで、改修時、平成26年の3月の時点よりもこの被災がおきた時期での最大のもので、洗掘深度、これが1.39ということで1m39cm、最大で洗掘がおきていたわけですが、そういう状況の中で基礎に入れてありました方塊よりもですね、深い洗掘がおきまして、この中詰材が流出をし、今回の被災につながったものというふうに考えまして、その旨で災害の申請をいたしたところでございます。

ただいま申し上げました、この被災の状況等についてはですね、添付しております図面で想定されます被災のメカニズムということで査定課のほうにも説明を申し上げまして、ご理解をいただき、災害復旧事業はあくまでも河川側の洗掘による、それが原因での被災だということで認めていただいた次第でございます。

右側に写真を貼付をいたしておりますが、写真の上から3枚目を見ていただきますと、右側河口の部分ですね、河川側の先端部分が内側に沈み込んでいる状況が確認できるかと思いますが、この部分のコンクリートを全て撤去いたしまして、水深等もありますので、最終的には一番下部の部分、今まで方塊がありました部分は水中コンクリートで地盤を丈夫にいたしまして、その上に既存と同じ断面あくまでも災害復旧ということでございますので、従来の形状と同じ断面を復旧する予定でございます。

その断面の復旧に加えまして、1枚戻っていただきますと、平面図ということで図面がございますけども、その平面図の左下ですね、平面図でございますが、前にちょっとマス目で切りまして四角く囲んでおります部分があるかと思いますが、これを河川の洗掘を防止するという意味でマットのですね、6tという重量のかごマットをここに計12個ですね、今のところ施工をいたしまして、更なる洗掘を防止する計画でございます。当初、国土交通省との協議の中で、再度被災する可能性ということであるべくこの洗掘を防止するという趣旨の中でですね、もっとかごマットの量を増やしたいというようなことでご相談を申し上げました。それについては、あくまでも災害復旧ということであるので、機能を強化するということではできませんというようなご指導がございまして、町といたしましても再度、この部分が被災するということについてはですね、絶対避けたいという思いがございまして、この部分については更なる補強を加えたいというふうに考えているところでございます。

計画の概要につきましては、以上のとおりです。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本政人君） ほかに質問ありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、10ページですが、この財源内訳でその他から繰入金金が200万使われております。一般財源が0円ですが、これは一般財源はもう見つけることができなかつたのかどうかお尋ねをします。それから図面で、一番最後の図面ですが、

被災のメカニズム①から⑤を比較した場合ですね、①の場合は黒線は被災を受ける前の断面だろうというふうに想像します。⑤が被災後の断面だと思いますが、それと前のページの標準断面ですね、中で基礎ステージが標準断面の中で抜けているのではないかと思います。2枚目の図面の①の基礎詰石の中段ぐらいから洗掘しているという状況ですよ。それでこの四角いコンクリート崩壊が川の内側に崩れたということに。そういうことから想像すれば、⑤に四角い方塊の下にも基礎詰石はしていかなと赤線が将来の港底になってくるとすれば、基礎の部分に不十分な気がしますけども、そこら辺は今課長の説明があったかごマットで対応できるのでしょうか。かごマットと基礎詰石の役割はちょっと若干違うというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 10ページの一般財源はなかったのかということですが、200万円財政調整基金を取り崩しております。この基金というのはほかにもありますが、災害対応のためということで積み立てるようになっておりますので、性質上適当だと考えまして、この基金の取り崩しを充当しております。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 標準断面図にございますところの水中コンクリートですね、この部分が今議員がご指摘になりましたような基礎の捨石部分を補完するものでございまして、計画の中では破壊をいたしますと言いますか、今現在被災を受けているコンクリートの数量が総量で約89m³でございますけれども、今回の改修によりまして、この崩壊部分と合わせまして内側の基礎部分を含めまして水中コンクリートをですね、打設をいたします。そういう中で総量といたしましては、コンクリートの量が増えてまいります。その部分については総量で上部の部分を含めましてですね、約90m³を取り壊しますが、使うコンクリートの量でその部分をカバーをするということでございます。今回の復旧におきましては、約70m³ほどコンクリート量が増えてまいります。そういうことでこの基礎の部分をまかなうということでございます。そういう中でこの図面につけております部分の標準断面で見ていただきますと、水中コンということを書いてありますが、この緑の元のですよね、断面、この部分にも当然ながらコンクリートがいくらかは充填をされていくという、これは撤去いたしますのでその部分にはコンクリートがくるということで、ちょっと図面がまずうございますが、そういうことでの復旧計画になっているということでございますので、この部分の洗掘を防止するという意味ではやはり水中コンを一体的に打つことによって、この部分の強化が図られるというふうに理解をいたしているところでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） この標準断面図からいくとですね、概ね緑の線が若干当初より

も壊れているという状況にはありますけども、この図面の基礎、さっきの繰り返しになりますが、基礎詰石とこの洗掘防止のかごマットとは目的が違うのではないかというふうに思うわけですよ。2枚目の被災のメカニズムの中の基礎詰石は堤体を支えるための基礎、工法だろうというふうに思うわけですよ。復旧後の標準断面図からすると、その部分はそのままだとされて洗掘防止のためのかごマットをつくるんだということですので、根本的に堤体を支える構造と洗掘を防止する構造っちゅうのは違うというふうに思うわけですよ。ですから私は標準断面の赤線で方塊があって、その前にかごマットがありますが、この方塊部分の下にですね、やはり深さ1mなのか50cmなのか、そこら辺、詳細はここで発言できませんが、この緑の方塊ですね、崩れかかった方塊、その上に復旧後の赤い方塊の下にもやはり私は基礎詰石を施工すべきではないかというふうに思うわけですが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今回の復旧の中でですね、考えました部分につきましては、今現況でありますところの断面に極力影響のない範囲と言いますか、今のところの深さについて水中コンクリートで現況断面よりも上を打ってまいります。そういう中で、これ以上やはり深く掘り下げるといって自体がですね、周りにやはり影響が考えられますので、今の現地盤のところまでの深さになる分、今あるやつをとってしまっただけで最終的な復旧の断面につきましては、標準断面の中にありますようにリーフマットを敷き詰めて、その下は当然埋め戻してまいりますので、一番今議員がご指摘をなされました洗掘防止のための堤体側を支える部分っていうのはあくまでも水中コンクリートで一体化した部分で十分足り得るというふうに理解をしているところでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 1枚目のですね、位置図を見ていただければわかりますように、現場の状況は皆さん、ご存知だというふうに思いますが、今回の崩壊は比較的壊れたにしてもですね、あんまり、これ言い方悪いわけですが、小規模な崩壊であったというふうに思うわけですよ。これがこの平面図の非常に都呂々港は都呂々河川は非常に出口が小さくなっています。ここにこの崩壊がですね、今回たまたま途中で止まりましたけども、河川内に倒れ込んでしまったとすれば、これは防災マップで都呂々の端から国道の端から上流部分は非常に水没しやすい区域ということで図示してあります。そういうことから考えますと、この基礎堤体を支える基礎工事というのはやはり非常に大事なものだだろうというふうに思うわけですよ。そういうことからしても、再度この基礎、先ほどから繰り返しになりますが、洗掘防止と堤体を支える工法は自ずから違うわけですので、何とか堤体を支える工法を考慮すべきではないかというふうに思います。終わりま

す。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） まず1つがですね、豪雨による河川の水量の増加によって壊れたというような説明がなされております。本当にそうであったかなと思います。これはそこら辺が1つ、それして豪雨で根が洗掘されてきたということであれば、補助のかさ上げはなかったかな。あるのかなのか。例えば激甚災に指定された場合の豪雨についてはかなりかさ上げがございますのでね、そこら辺はなかったのか。それから26年の3月にできたという説明でございましたけれども、あまりにも短期間のうちに壁が割れとるといのはちょっと異常なように感じます。当然このくらいぐらいのボリュームであれば、長い間豪雨によって洗掘されたぐらいでは雨がいっぱい降ったときに水が増えますので、前に倒れてですね、コンクリートが割れるようなことが本当にあるのかなと。これは原因が違うのではないかなと思いますが、そこら辺をお聞きします。それから私は現場を見てみますと、川の原因じゃなくて海からの波によって引き出し吸い出しですね、によってこれは被災したのじゃないかなと。当然当初の計画に誤りがあったんじゃないかなと考えます。そこら辺をお聞きをいたします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まずこの被災の原因につきまして、河川の洗掘ということでご説明を申し上げますが、その部分がそうだったのかというようなことでご質問でございますけども、この都呂々港の現況について承知をいただいているかというふうに思いますが、港湾ということの構造の中でですね、この港湾内の静穏度、波の高さを抑えるという趣旨の中で、出口の部分と言いますか、入口の部分ですかね、その部分が絞り込まれている構造になっているというふうに理解しておりますけども、この状況を被災後にですね、現地の調査を確認をいたしました。この際はコンサルの動向もいただいたわけでございますけども、そういう中で調査をした結果、先ほど申し上げましたように、最大で平成26年の3月の改修工事竣工後よりも最大で1.39mの異常な洗掘が起きていたと。そういうことで本年の降雨の状態につきまして確認をいたしました。そういう中で潮位が下げている時間帯、その時間帯よりも2時間、3時間前にですね、異常な降雨があっているということが確認をできました。このことも災害の査定を受けました際に、国土交通省の査定官の方にですね、説明をいたしまして、雨量等々の記録を確認をいただいた上で、この被災が河川の増水による原因による異常な洗掘というのが今回の災害の原因であるということをお認めいただいているところでございます。

次に、補助のかさ上げの件でございますが、今回の災害につきましては、激甚等の指定は受けておりませんで、通常の被災ということで66.7パーセント、3分の2の補

助でございます。次に、平成26年の3月の竣工ということで、まだ3年ちょっとしかたっていない状況の中で、あまりにも短い期間内に被災が起きたんじゃないかと。そういうことで原因が違うのではないかというようなご指摘でございますが、先ほど申し上げましたように、当時の改修の計画がですね、構造的な部分、都呂々の港湾が昭和9年以降、当時の技術で申し上げますと一番基礎になる部分にはコンクリートの方塊と申しまして、その陸上でつくったものを設置をして、その上部にコンクリートを打設する。その際、内側にはコンクリート量をかさましするために詰石をしたというような構造で、根入れというのも浅いです。正直申し上げます。ここにある方塊というのは高さ約1mです。幅につきましても、1.7m。長さが2.1mということで小さいものですね。今、現在、港湾等で使われておりますような方塊よりも小規模なものだということでございますが、そういうのがつながっておるわけではなく、当然個別にサイコロ上のものを並べて、その上に堤体がつくってあったということでございますけども、この基礎部分よりも深い洗掘が起きたということの中で、中の詰石を引き出すような豪雨による影響があつての災害だというふうに認識をいたしております、それにつきましても災害査定で町が考えておりますこの被災のメカニズムというのもですね、国土交通省の査定官に認めていただいておりますので、このようなことが原因で今回の被災があつたというふうに理解をしているところでございます。それから海からの影響、波の影響があつたんじゃないかというご質問もあつておりますが、本年の状況を見てみますと、この港湾に影響を及ぼすような台風等の波の影響というのも今年度に限ってはですね、ないように理解をしております。その部分についても、県、それから国土交通省とも協議の際にですね、説明をした次第でございます。さらには平成26年3月の時点のですね、当初の計画と言いますか、この改修計画自体に誤りがあつたんじゃないかというようなご指摘でございますが、この事業につきましては、現況の断面の上に今現在の台風等々の波による影響を考慮した上で、既設の断面の上にコンクリートを張り直して、断面を大きくして波に耐え得る構造ということで改修をいたしております。そういう中で、この内側の部分ですね、この方塊よりも上の部分、2枚目の紙で見ますと点線が引かれておりますところのこの上の断面の中の詰石の部分、除きまして、コンクリートについては全てはつりまして、新たにコンクリート部分のみについては改修時点で打ち替えを行ったところでございます。そういう中で、改修時点ではですね、今回の異常洗掘によるような被災が起きるだろうというようなことについては想定していなかったというふうに理解をいたしております。そういう中で、大雨等による河川の増水等の影響で潮が下げている時間帯に大雨によるところの河川の流出水がまいて、一番先端部、幅について約10mぐらいですが、上流からしますと相当絞込んでおりますので、その部分の水流がやはり早くなると。そういうことの状況の中でですね、今回のような異常な洗掘が

起きたと、そういう中で自然災害ということでの認めていただいて、査定も終わったところでございますので、そこについてはですね、当初の計画等について誤りがあったというふうな認識は持っていないところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私も何回となくですね、潮が引いたとき、あるいは波が強いとき等現場に行って見てみました。確かに私は専門屋でも何もございませんけれども、河川によってあそこが掘れたということであればですね、もし一旦落ち着いてまだ小さい豪雨ですかね、あって、通常の雨のときあたりには港内には砂利なんか残らずに、当然そこにですね、その掘れとるところに、私、砂利を持っていくとじゃなかろうかなと思います。これ素人考えです。それが全然ない。雨が全然ない降ってないときに私は風が吹いて波が荒れたときに見に行ってみましたけれども相当なものです。そして渦がまいております。その渦の関係で、今海岸保全でですね、階段式の護岸がずっと九電のところまでしてありますけれども、もう砂利がいっぱい。何て言うんですかね。堆積しているところがあります。これは供給源があれば当然どこかに行ってですね、砂利の供給があった場合はどこかに行って、そこに海のところがずっと上がって何ですかね、海浜地がなだらかになるというような現象が起きるわけですけども、もし豪雨によった災害ならば、あまり強くないときは掘れたところがなくて、そこに港湾の砂利は行って、又、元にある程度戻つつじゃなかろうかと思っておりますけれども、常にですね、洗掘されております。これは明らかに私は波の影響じゃなかろうかと思うとですよ。それでですね、この図面を見ますと、又同じような災害が起きるんじゃないかなと考えております。これはもう査定官がですね、これで了承したということであれば、確かに河川で受けたということであればですね、それであるかもしれんけれども、申請どおりですね、このリーフマットという型でしてありますけれども、これがどのくらいの効果があるのか。波の力は相当なものです。これがこれで対応できるのかどうかですね。もしこれが河川じゃなくて台風の影響とか何かでした場合は、もし災害あたりにかけた場合は、まだ頑丈なやつで採択はできたんじゃないかなと思っております。そして又先ほどの説明の中で、崩壊が小さかったと。崩壊が小さかったから吸い出されて、今のやつが転倒したと。これは崩壊が小さかったということは、もともと何年か前にですね、この上に乗せたときにわかっていたはずだと思うとですよ。町で設計されたんですか。業者との方ですか。業者の方にもししてあれば海流からですね、そこら辺、あるいは根入れの崩壊とも確実に計算された上でこういった工事は進めるべきだと思うとですよ。それがこれが当初崩壊が小さかったのにも関わらず、この崩壊を使ってその上に乗せていってあるということであれば、当時の設計は事前調査が間違っていたか。あるいは設

計にミスがあったんじゃないかなと考えられます。そういうことでございますが、もしリーフマット、私、リーフマットがどういうものか知りませんけれども、これが本当に効果があるのかなのか。もう1回ですね、これ写真見ますか。いくら撮ってきておりますけれども、見られますか。これは全く天気のいいときの写真ですよ。ただ波が荒れておりましたけれど。そういった中で豪雨の云々のって言うてですね、前のままの根入れとか何かでするのはちょっと問題があつとじゃないかな。2次災害が起きつとじゃないかなというような懸念をいたしますけれども、そこら辺を説明お願いします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） これまで説明をしておりますように、この堤防につきましてはですね、昭和9年以降、徐々に築造されて現在まで至っておったわけでございますが、そういう中で平成26年の3月に竣工いたしました改修工事の際までには、このように洗掘がおきてですね、方塊が落ちるといような状況はあっておりません。そういう中でこれがもしその時点でもなくなっているとするならば、当然のことながら根入れを深くするとかってというのは改修工事の際には考えられたというふうに思うわけでございますけども、そういう状況が昭和9年以降の改修ですね、そういう中で被災がなかったと、洗掘ということですね、そういう状況の中でこの部分には手を付けずに上部のコンクリートの内升等々によって改修工事は当時実施をされたというふうに考えております。そういう中で、この崩壊よりも深い洗掘が起きたということについては先ほども説明をしておりますけれども、そういうのが今まではなかったけども、今回は起きたということで災害が起きているんだということでご理解をいただきたい。ですから、そういうところでやはり自然災害だということについてはですね、査定官もそういう理解をされた上で認めていただいたと。ですから異常洗掘に見合う分の水中コンクリートの打設によってですね、掘れた部分をカバーをして、この崩壊を補う形での打設を行った上に、上部の堤体をつくってまいりますので、このような災害が二度と起きないということを目指したところの計画の中でですね、リーフマットにつきましても根固めということの部分で更にそこに同じような洗掘が起きないようにということで設置をするものでございます。それでこれにつきましては平面図の一枚目のですね、左下につけております、ちょっとわかりづらいわけでございますが、今回被災をいたしております部分の前にはこの先端部分、河口側でございます、先端部分につきましても同じように洗掘を防止するためのリーフマットというのをつけるようにいたしております。これにつきましても、河川の流出水、それから波による影響等々を考慮したところですね、計算に見合う重量のものをするという事になっております。これは6㎡型ですから、単純に言いますと約12tぐらいの重量がですね、単体であるというふうに理解をしてい

るところでございます。そういう中で、被災等々についてですね、再度起きないように、そういう対策については当然施工しながらでもですね、現場の状況等々を確認した上で対応していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 崩壊で云々の話は出ましたが、今後の対応が一番問題だと思いますね。たぶんこの崩壊については、標準断面を見るかぎり動いてないような感じがいたしますので、方塊が倒壊した云々の話が出ておりますけれども、それで今後はですね、やはり私は当時やはり目測の誤りじゃなかったかなと思います。3年ぐらいですね、ひっくり返ったり何かするはずだからですね、相当な早い時期で中の砂利とかが吸い出されて、そして壊れがあったんじゃないかなと。たぶん査定官あたりはとってやるということが前提にありますので、そこら辺知っていても知らんふりしてとってやっとなんかではなかろうかと私は思います。そういうことでございますのでですね、今後はですね、町内にやはり役場の中ですね、ある程度検討されて、そしてやはり専門的な見地に立たれる方がおいでになって、ちゃんと何ですかね、審査をされて、こういった災害が起きないように、たった3年ぐらいですね、何年かぐらいですね、26年ですから3、4年ですね、ぐらいでひっくり返るのはもうおかしかですよ。それでぜひ二次災害の起きないように、ぜひ注意をしていただきたい。そこら辺はどうお考えですかね。今後の問題について、これは私が言うのは今回の問題ばかりじゃないと思うんですよ。いろんなところでやはり無駄遣いのところがありはせんかなと。当時問題になりましたグラウンドの計画そのものについてもいろいろ問題がありましたけれども、ぜひですね、財源が少ないところでございますので、無駄遣いをしないような施策を今後とっていただきたいと思いますが、いかがですかね。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議員のご指摘につきましてはですね、町といたしましても、専門的な知見を持っている職員というのが当然おりませんので、それについては専門のコンサル等々をお願いをいたしまして、計画、それから実施にあたってはですね、十分な検討をしてこの港湾の災害復旧には取り組んでまいりたいというふうに思います。併せまして、ほかの案件等につきましてもですね、ご意見ありましたように十分な検討をいたしまして、復旧後に同じような被災を受けるようなことがないようにと言いますか、手戻りがないようにというようなことの中で、十分な検討をして取り組んでまいりたいという考えでおります。ご理解をお願いいたします。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 2点ほどちょっとお尋ねをいたします。先ほど課長の説明では10月2日に異常な降雨があつての今回の災害であるという説明がありましたけれども、

雨量的にはどれくらい10月2日に降ってるのか、その点と先ほど絞り込み、この構造の絞り込みによって水流が強くなって今回の災害が発生したということですけども、その前の2年前に修復されているわけですけども、その前につくられていた構造とは今回の構造は変わっているわけですかね。その点、2点をお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、今回災害復旧の申請をいたしました際の雨量ということで考えますと、10月2日の雨量が短時間のうちに98mmという雨量が降っているところでございます。まだ、その前にもですね、8月の16日にも200mm近い雨が降っておりますので、何回かの大雨というのがやはりこの原因に考えられるということで国土交通省にも説明をしたところでございます。

次に断面につきましてでございますけども、災害復旧ということでございますので、基本的には外目ですね、外観については現況の復旧でございます。そういう中で、基礎の崩壊部分につきましては、先ほど言いましたように水中コンクリートということの対応の中で、深い洗掘が起きておりますので、現況の河川断面から上に打ち上げてまいります。そういう中でコンクリートの量はですね、当初の断面89㎡の取り壊しに比べますと約70㎡ほどコンクリートの量を増やしての復旧ということでございますので、より被災前よりもですね、強固な状況になるというふうに理解をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 今、説明あったように前回よりも補強されるということですので、このような災害が今後ないような構造でぜひお願いしたいと思います。終わります。

○議長（山本政人君） 山下君。

○10番（山下時義君） 今度の工事につきましてはですね、先ほどから説明がありますように10月2日に起きた災害であります。ちょうど4ヶ月になりますが、地元としても大変心配されてですね、どうなっていくのかと心配されていたところでございますが、執行部の努力によってですね、今度工事をしていただくというようなことで、大変安堵感を持つわけでございます。そこでですね、いろいろ議論がありますが、私も素人ではありますが、あくまでも水害によってですね、こういう災害が起きたというような現場で見てですね、判断をするわけです。と言いますのも、大体北側の九電の防波堤にあたった波がですね、この北側にあたって北側のほうが崩壊するのであればですね、波の影響が大きいということも考えられますが、今回の災害は河川側にあるわけですね。工法についてもそういうことを配慮しなかったというようなことも原因の1つではなかろうかと思っております。今回のこの設計を見るときにですね、その補強は十分なされているように感じますので、ぜひこの工事ですとね、災害の起きらなんようになって

いくんではなかろうかと、このように思っております。そこでその上部も同じようなことで、私が見るにですね、河川の力によって洗掘が進んでいるように思います。そこで何とか上部についてもですね、今後考慮してもらわないと同じようなことが起きる可能性がある。この点については課長はどういうお考えか、それをお尋ねします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） ここに平面図ということですね、被災区間の5.8mを表記をいたしておりますが、その前に先ほど申し上げましたリーフマットというものを並べる予定にいたしております。今議員ご指摘のように、この上部の部分もこの被災したところよりもですね、上流側、図面で言いますと下側になりますけども、そちら側にも被災した箇所ほどではございませんが洗掘は見られます。そういう中でこの部分についてもですね、補強は考えているところでございます。そういう中で二度と被災が起きないようにということの部分で、査定では認められなかった部分についてもですね、町費を少しは入れた上でですね、復旧も考えたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 今回の被災についてはいろんな問題等々が今議員の皆さま方から発言があっているわけでございます。まずもって、この都呂々港の改修にあたっては当時発言していいかどうか、ちょっと自分でも思案をしながら、あえて発言をすることをお許しいただきたいと思っております。

実は、私、当時の担当課長でございます。改修工事があったときは当初は災害復旧事業によって、この防波堤は被覆ということで災害査定を受けていたわけでございますけれども、その後、防災関連ということで改修が認められまして、設計等々にあたっては専門のコンサル、並びに県の港湾課、そして最終的には国交省のほうに設計書を持ち込みまして改修工事にあたった経緯がございます。当時の国交省の担当課は重責調査官と言われてまして、東北の震災等々の設計にもあたられてた方でございます。私たちの資料をもとにこれでOKだということで、今回の都呂々の改修工事にあたった経緯がございます。しかしながら、残念なことに私たちが考えていた以上の災害が発生いたしまして、今回崩壊した部分がございます。災害復旧事業でございますから、あくまでも原形復旧ということで、当初いろんな形で担当課も査定に出されたと思っておりますけれども、今回のこのような設計になったことはあくまでも何回も申しますけれども、原形復旧が災害の基本でございますので、このような形になったのではないかと察しているところでございます。できるならば先ほど山下議員からもあったようにこの上流部において、現在、現場を見ていただくとわかるとおり、洗掘が進んでいる状況下にあるように私も昨日も現場に出向きまして見てまいりました。できるならば補助債と言えども、先ほど担当課長

のほうから一部については町費も投入するんだという発言がございました。できるならば今回提出された予算の中でですね、補助分がいくらで一部については町費を入れておりますと。そして上流部分、どの程度の被覆と言いますか、リーフマットを施工するという今、明確な設計段階と言いますか、計画段階があったらお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、申しあげました状況によってはですね、上流部の補強もということで申しあげましたけども、これについては又、今後、国土交通省、県等との協議によってですね、最終的にこの部分が単費だということが出てくるかと思いますが、今、現在ではあくまでも補助と起債と繰り入れ部分の200万ですね、この部分でいきますと若干でございすけども、単費が出てくると。最終的にはですね、精査の段階で出てくるというようなことで考えておりますので、明確にいくらということについてはちょっと現時点では申しあげられないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 上流部分に取り付け護岸がありますよね。課長ですね。そこに3個程度の消波を置いて取り付け護岸を守ると言いますか、そういった形で現在なっているかと思えます。先ほど申しましたとおり、今後ですね、適切という言葉使っていいかわかりませんが、随時この防波堤につきましては、港湾につきましては、観察をしながら適正な管理と言いますか、それをよろしくお願ひしたいと思えます。被災があった場合には、すぐさまでですね、県当局との対応をして速やかな施工と言いますか、とりかかるような配慮方よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議員の申されることについてはですね、十分承知をいたしているというふうに理解しておりますが、今回予算を認めていただきますとですね、なるべく早い時期に工事を発注をいたしまして、梅雨等々がございすので、そういう前までにはですね、なるべく復旧ができるようなことで対応してまいりたいというふうに考えておりますけども、必要な措置については随時検討をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。石田君。

○6番（石田みどり君） 復旧工事をしていただくということは本当に住民の命と生活を守るということから私も一般質問でもさせていただきましたので、本当に早く対応していただいたなということだと思っておりますが、2枚目のところにも書いてありますように、下流が狭いと水の流れるところが狭いということがございすので、本当にまだ上

にダムもあります。ダムの放水とかでも、たくさんの流れがくるかなというふうに思っておりますので、先ほど土木課長が答弁していただきましたが、それで今後本当にですね、今後再度こういう災害が起こらないようにしていただくことが一番だと思いますので、そこら辺はよろしくお願ひしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議員ご指摘のようにですね、この場所を含めて、ほかの工事等々についても同じでございますが、同じような災害が繰り返されないようにということで十分な検討をしてですね、対応をしてみたいというふうに考えております。よろしくお願ひをいたします。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論がありますので、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 賛成者の発言を許します。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 本箇所は港湾の突堤というよりも、地域住民の生命財産を守る地域の防潮堤という位置付けが適当だと考えます。断面的には若干不十分と考えますが、災害復旧事業として国の専門機関による査定も済んでいるわけです。このまま放置するわけにはいきませんので、地域住民の生命財産を守るために本案に賛成をします。ただ、あとは施工にあたっては二次避難所造成工事における5,000㎡とも8,000㎡ともいわれるいわれのない膨大な残土が発生している。又、ヘリポート造成地にあたっては、首をかしげるような境界決めになっているなどの取り組みが近年の町の工事で発生しています。施工にあたられてはこれまでの施工の状況やその結果を踏まえ、適切な工事の施工のための監督をしてください。以上です。

○議長（山本政人君） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に賛成者の発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

議案第1号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成29年度荅北町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議をすべて終了しましたので、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年第17回荅北町議会臨時会を閉会いたします。

どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午前10時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

芥北町議会議長

署名議員

署名議員